

【新旧対照表】過疎地域持続的発展計画（令和4年8月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
14 頁、3 行目 ～4 行目	1 基本的 な事項	<p>(8) 公共施設等総合管理計画との整合 (ア) 公共施設等総合管理計画における基本方針</p> <p><u>令和3</u>年度に改訂した「公共施設等総合管理計画」では、本市は人口に比して公共施設等の建物総延床面積が多く、今後の人口や財政見通しを考慮すると、新設はもちろん本市が保有している全ての公共施設を更新・建替えることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるとされており、次の方針を掲げている。</p>	<p>(8) 公共施設等総合管理計画との整合 (ア) 公共施設等総合管理計画における基本方針</p> <p><u>平成28</u>年度に策定した「公共施設等総合管理計画」では、本市は人口に比して公共施設等の建物総延べ床面積が多く、今後の人口や財政見通しを考慮すると、新設はもちろん本市が保有している全ての公共施設を更新・建替えることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるとされており、次の方針を掲げている。</p>	修正
15 頁、18～33 行目	1 基本的 な事項	<p>(8) 公共施設等総合管理計画との整合 (ウ) 更新費用の削減目標の設定</p> <p>更新費用の試算結果として今後 <u>35</u> 年間で約 <u>1,839</u> 億円(年平均約 <u>53</u> 億円)必要と算定されており、<u>計画策定時に設定した目標値</u>約 41 億円<u>に対し約 12 億円／年の不足が生じると推定される。</u></p> <p>また、<u>令和元</u>年度から<u>令和7</u>年度までの「南島原市財政計画」の中で、<u>令和7</u>年度の普通建設事業費は <u>30</u> 億円／年と計画していることから、その計画予算額を維持できたとしても主たる公共施設で年間約 <u>23</u> 億円の不足が生じると推定される。</p> <p>財政計画の計画予算額 <u>30</u> 億円を年間投資的費用と想定した場合、基本方針における取り組みを実施することにより、インフラ施設(道路・橋梁以外の施設も含めた)更新費用を約 <u>16</u> 億円／年必要と想定すると、公共施設(建物)への更新費用は約 <u>14</u> 億円／年となり、推定更新費用約 <u>36</u> 億円／年から約 <u>22</u> 億円を削減する必要がある。<u>個別施設計画での方針に準じ改修や除却等を進め、さらに長寿命化を併せて実施することで今後 35 年間の更</u></p>	<p>(8) 公共施設等総合管理計画との整合 (ウ) 更新費用の削減目標の設定</p> <p>更新費用の試算結果として今後 <u>40</u> 年間で <u>2,057.0</u> 億円(年平均約 <u>51.4</u> 億円)必要と算定されており、<u>現状の予算規模(過去 10 年間においてインフラ施設を含む施設整備に充てることのできる投資的経費である普通建設事業費は約 41 億円であること)から主たる公共施設で年間 10.4 億円(今後 40 年間では約 416 億円)</u>の不足が生じると推定される。</p> <p>また、<u>平成28</u>年度から<u>平成34</u>年度までの「南島原市財政計画」の中で、<u>計画最終年度となる平成34</u>年度の普通建設事業費は <u>39.6</u> 億円と計画していることから、その計画予算額を維持できたとしても主たる公共施設で年間約 <u>11.8</u> 億円(<u>今後 40 年間では約 472 億円</u>)の不足が生じると推定される。</p> <p>財政計画の計画予算額 <u>39.6</u> 億円を年間投資的費用と想定した場合、基本方針における取り組みを実施することにより、インフラ施設(道路・橋梁以外の施設も含めた)更新費用を年間 <u>16.3</u> 億円必要と想定すると、公共施設(建物)への更新費用は年間</p>	修正

		<p><u>新費用が約 22 億円まで削減することが見込めることから、計画策定時に定めた更新費用を 35%圧縮することを今後も継続して進める。</u></p> <p>(エ)公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>本計画においても、上記の公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針及び個別施設計画に基づき、持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を推進する。</p>	<p>23.3 億円となり、推定更新費用 35.6 億円から 12.3 億円を削減する必要がある。<u>よって公共施設(建物)の更新費用を今後 40 年間で 35%圧縮することを目標とする。</u></p> <p>(エ)公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>本計画においても、上記の公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針及び個別施設計画に基づき、持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を推進する。</p> <p><u>なお、公共施設等総合管理計画の改定を令和 4 年 3 月に予定していることから、改定以降は、改定された公共施設等総合管理計画に基づいて本計画を推進するものとする。</u></p>	
22 頁、23 行 目～23 頁、3 行目	3 産業の 振興	<p>(オ)観光・レクリエーションの振興</p> <p><u>世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」の価値発信拠点となるガイダンス施設を主とした、物産販売や観光案内などの機能も有する世界遺産センター(仮称)を本市の観光・レクリエーションの新たな拠点施設として整備し、「(一社)南島原ひまわり観光協会」を中心として、「原城跡」を核とする市内の豊富な文化資源、地域資源を活かした観光ルートや体験型観光プログラムの新たな開発を行うとともに、農林漁業体験民宿の充実を図り、観光客を長く安定的に受け入れられるよう体制づくりに取り組む。併せて、天草市と連携し交流人口の拡大を図るほか、観光ガイドや体験型観光インストラクターの育成に努める。</u></p> <p>また、<u>世界遺産</u>や島原半島ユネスコ世界ジオパークをはじめとする観光資源に恵まれた本市の魅力を、市内外へ向けて効果的かつ最大限に発信することに努める。</p>	<p>(オ)観光・レクリエーションの振興</p> <p><u>本市の観光振興等を目的として設立された、「(一社)南島原ひまわり観光協会」を中心として、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」を中心に豊富な歴史遺産との関連をもたせるなど、地域資源を活かした観光ルートや体験型観光プログラムの新たな開発を行うとともに、農林漁業体験民宿の充実を図り、観光客を長く安定的に受け入れられるよう体制づくりに取り組む。併せて、天草市と連携し交流人口の拡大を図るほか、観光ガイドや体験型観光インストラクターの育成に努める。</u></p> <p>また、<u>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」</u>や島原半島ユネスコ世界ジオパークをはじめとする観光資源に恵まれた本市の魅力を、市内外へ向けて効果的かつ最大限に発信することに努める。</p>	追加 ・修正
28 頁、16 行 目～29 頁、14 行目	3 産業の 振興	<p>(1)現状と問題点</p> <p>(カ)(観光・レクリエーション)</p> <p><u>平成 30 年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録された「原城跡」は、キリシタンが潜伏して自分たちで信仰を伝えていくきっかけとなった</u></p>	<p>(1)現状と問題点</p> <p>(カ)(観光・レクリエーション)</p> <p><u>本市は、南蛮文化がもたらしたキリシタン関連遺産が数多く残っている地域であり、歴史的に有名な「島原・天草一揆」の舞台である。中でも、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン</u></p>	追加 ・修正

	<p><u>出来事である「島原・天草一揆」の舞台であり、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のストーリーの出発点となる欠かすことができない文化遺産である。また、本市には、島原・天草一揆が勃発するまでのキリスト教の伝来から繁栄、弾圧に至る文化資源も豊富に残されている。</u>これらの歴史ストーリーを発信する施設として有馬キリシタン遺産記念館を整備し、観光ガイドの拠点として活用するとともに、「原城跡」を中心に市内の観光素材を一体的に案内するため、ガイドの団体を統合し強化を図っている。<u>しかしながら、有馬キリシタン遺産記念館は、原城跡やバス停、主要道路である国道 251 号から離れた場所にあるため、利用者の利便性が低く、来館者数も原城跡の来訪者数と比較して大幅に少ないものとなっている。</u></p> <p><u>また</u>、天草市と平成29年8月に交流連携に関する協定を締結し、その後3年間にかけて両市をめぐるモニターツアー実施や福岡県でのイベントの共同出展を行い、交流人口の拡大に努めている。<u>加えて</u>、「(一社)南島原ひまわり観光協会」を中心として、豊かな地域資源を活かした農林漁業体験民宿の取り組みを行っており、訪れた人にその土地らしい心のこもったおもてなしを提供するなど、多くの観光客と交流を図っており、交流人口の拡大と滞在時間の増加に繋がっている。受入家庭も160軒を超え、受入人数も当初の目標である1万人を平成26年度には達成し、令和元年には11,691人となっている。</p> <p>今後は、「原城跡」を中心に豊富な<u>文化資源や他の観光資源などを絡めたネットワーク化</u>や観光ガイドの育成など、市内を周遊させる体制を整える<u>とともに</u>、受け入れ態勢の充実が急務となっている。さらに、宿泊施設が少ない本市にとって、日帰り観光客の割合が高いことから、民泊事業の質の向上に加えて滞在時間を増加させる更なる方策が必要である。平成22年3月に認定を受けた「南島原どぶろく特区」は、農林漁業体験民宿をより一層魅力的にするものとして期待されており、令和元年度時</p>	<p><u>関連遺産」の構成資産である、「原城跡」は他地域に類のない歴史的遺産である。</u>これらの歴史ストーリーを発信する施設として有馬キリシタン遺産記念館を整備し、観光ガイドの拠点として活用するとともに、「原城跡」を中心に市内の観光素材を一体的に案内するため、ガイドの団体を統合し強化を図っている。<u>加えて</u>、天草市と平成29年8月に交流連携に関する協定を締結し、その後3年間にかけて両市をめぐるモニターツアー実施や福岡県でのイベントの共同出展を行い、交流人口の拡大に努めている。</p> <p><u>また</u>、「(一社)南島原ひまわり観光協会」を中心として、豊かな地域資源を活かした農林漁業体験民宿の取り組みを行っており、訪れた人にその土地らしい心のこもったおもてなしを提供するなど、多くの観光客と交流を図っており、交流人口の拡大と滞在時間の増加に繋がっている。受入家庭も160軒を超え、受入人数も当初の目標である1万人を平成26年度には達成し、令和元年には11,691人となっている。</p> <p>今後は<u>世界遺産に登録された「原城跡」</u>を中心に豊富な<u>歴史遺産との関連をもたせる仕組みづくり</u>や観光ガイドの育成など、市内を周遊させる体制を整える<u>必要がある。同時に、原城跡や史跡日野江城跡と有馬キリシタン遺産記念館を結ぶ交通手段の確保など</u>、受け入れ態勢の充実が急務となっている。さらに、宿泊施設が少ない本市にとって、日帰り観光客の割合が高いことから、民泊事業の質の向上に加えて滞在時間を増加させる更なる方策が必要である。平成22年3月に認定を受けた「南島原どぶろく特区」は、農林漁業体験民宿をより一層魅力的にするものとして期待されており、令和元年度時点で3軒の販売農家が誕生している。一方で島原手延そうめんをはじめとする豊富な特産品を観光に活用しきれておらず、今後の課題となっている。</p>
--	---	--

		<p>点で3軒の販売農家が誕生している。一方で島原手延そうめんをはじめとする豊富な特産品を観光に活用しきれておらず、今後の課題となっている。</p>		
32 頁、31～32 行目	3 産業の 振興	<p>(2) その対策 (カ) (観光・レクリエーション)</p> <p>①本市の基幹産業である農林漁業や島原手延べそうめんなどの特産品を活用した体験型観光プログラム及び「食」の観光を整備・推進するとともに、農林漁業体験民宿の受入家庭の拡大を図る。</p> <p>②市内に数多く点在する観光資源を案内できる観光ガイドを配置し、質の高いサービスを提供することで観光客の知的好奇心を満足させ、地域の魅力を効果的に伝える地域づくりを目指す。</p> <p>③情報発信の強化を図るため、(一社)南島原ひまわり観光協会、道の駅みずなし本陣ふかえ、有馬キリシタン遺産記念館といった市内の観光施設等を情報発信基地と位置づけ、連携することで情報の共有と発信を図る。</p> <p>④テーマを定めたモニターツアーを実施し、旅行業者と連携した取組を進め観光ルートの確立を図る。</p> <p>⑤天草市、島原半島観光連盟、及び3市の連携強化を図り、広域での観光振興に取り組む。</p> <p>⑥情報発信、広告宣伝、特産品の販売促進、体験型観光及び農林漁業体験民宿受入等を行うなど、本市の観光の発展に重要な役割を担う(一社)南島原ひまわり観光協会を積極的に支援する。</p> <p>⑦廃校や古民家を活用した観光施設の整備や、既存の観光施設、景観スポット等の計画的な整備を進める。</p> <p>⑧安心して安全に見学できる環境づくりに努めるとともに、世界遺産「原城跡」を訪れる人の利便性の向上を図る。</p> <p>⑨自転車歩行者専用道路の整備を契機とした自転車による交流</p>	<p>(2) その対策 (カ) (観光・レクリエーション)</p> <p>①本市の基幹産業である農林漁業や島原手延べそうめんなどの特産品を活用した体験型観光プログラム及び「食」の観光を整備・推進するとともに、農林漁業体験民宿の受入家庭の拡大を図る。</p> <p>②市内に数多く点在する観光資源を案内できる観光ガイドを配置し、質の高いサービスを提供することで観光客の知的好奇心を満足させ、地域の魅力を効果的に伝える地域づくりを目指す。</p> <p>③情報発信の強化を図るため、(一社)南島原ひまわり観光協会、道の駅みずなし本陣ふかえ、有馬キリシタン遺産記念館といった市内の観光施設等を情報発信基地と位置づけ、連携することで情報の共有と発信を図る。</p> <p>④テーマを定めたモニターツアーを実施し、旅行業者と連携した取組を進め観光ルートの確立を図る。</p> <p>⑤天草市、島原半島観光連盟、及び3市の連携強化を図り、広域での観光振興に取り組む。</p> <p>⑥情報発信、広告宣伝、特産品の販売促進、体験型観光及び農林漁業体験民宿受入等を行うなど、本市の観光の発展に重要な役割を担う(一社)南島原ひまわり観光協会を積極的に支援する。</p> <p>⑦廃校や古民家を活用した観光施設の整備や、既存の観光施設、景観スポット等の計画的な整備を進める。</p> <p>⑧安心して安全に見学できる環境づくりに努めるとともに、世界遺産「原城跡」を訪れる人の利便性の向上を図る。</p> <p>⑨自転車歩行者専用道路の整備を契機とした自転車による交流</p>	追加

		<p>促進を図るため、必要な施設の整備と誘客に関する取組を推進する。</p> <p>⑩豊かな自然や世界遺産をはじめとした市内史跡等の文化財の周遊性を高めるとともに、他の観光資源などとの連携を図りながら、新たな来訪者の獲得を図る。</p> <p><u>⑪市内全域を周遊するための拠点施設として、世界遺産のガイドダンス施設や物産販売、観光案内などの機能を有する世界遺産センター(仮称)を整備する。</u></p>	<p>促進を図るため、必要な施設の整備と誘客に関する取組を推進する。</p> <p>⑩豊かな自然や世界遺産をはじめとした市内史跡等の文化財の周遊性を高めるとともに、他の観光資源などとの連携を図りながら、新たな来訪者の獲得を図る。</p>																																				
35 頁、1 行	3 産業の振興	<p>(3) 計画(令和 3 年～令和 7 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2 産業の振興</td> <td rowspan="4">(9) 観光又はレクリエーション</td> <td>自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電システム等整備</td> <td>市</td> <td>(再掲)</td> </tr> <tr> <td>島鉄跡地旧駅舎等整備事業 6 棟(休憩施設、駐輪スペース、トイレ等)</td> <td>市</td> <td>(再掲)</td> </tr> <tr> <td>サイクルラック設置支援事業 サイクルラックの設置</td> <td>受益者</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>世界遺産センター(仮称)整備事業</u> <u>世界遺産のガイドダンス施設、物産販売及び観光案内等</u></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電システム等整備	市	(再掲)	島鉄跡地旧駅舎等整備事業 6 棟(休憩施設、駐輪スペース、トイレ等)	市	(再掲)	サイクルラック設置支援事業 サイクルラックの設置	受益者		<u>世界遺産センター(仮称)整備事業</u> <u>世界遺産のガイドダンス施設、物産販売及び観光案内等</u>	市		<p>(3) 計画(令和 3 年～令和 7 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2 産業の振興</td> <td rowspan="3">(9) 観光又はレクリエーション</td> <td>自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電システム等整備</td> <td>市</td> <td>(再掲)</td> </tr> <tr> <td>島鉄跡地旧駅舎等整備事業 6 棟(休憩施設、駐輪スペース、トイレ等)</td> <td>市</td> <td>(再掲)</td> </tr> <tr> <td>サイクルラック設置支援事業 サイクルラックの設置</td> <td>受益者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電システム等整備	市	(再掲)	島鉄跡地旧駅舎等整備事業 6 棟(休憩施設、駐輪スペース、トイレ等)	市	(再掲)	サイクルラック設置支援事業 サイクルラックの設置	受益者		追加
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																			
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電システム等整備	市	(再掲)																																			
		島鉄跡地旧駅舎等整備事業 6 棟(休憩施設、駐輪スペース、トイレ等)	市	(再掲)																																			
		サイクルラック設置支援事業 サイクルラックの設置	受益者																																				
		<u>世界遺産センター(仮称)整備事業</u> <u>世界遺産のガイドダンス施設、物産販売及び観光案内等</u>	市																																				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																			
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電システム等整備	市	(再掲)																																			
		島鉄跡地旧駅舎等整備事業 6 棟(休憩施設、駐輪スペース、トイレ等)	市	(再掲)																																			
		サイクルラック設置支援事業 サイクルラックの設置	受益者																																				

				の機能を有する施設の整備			
50 頁、2 行目 ～24 行目	3 産業の 振興	<p>(5) 公共施設等総合管理計画との整合 南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる<u>施設類型別</u>の基本的な方針は以下のとおりである。</p> <p><u>(1) スポーツ・レクリエーション系施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。</u></li> <li>・<u>施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量削減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。</u></li> <li>・<u>利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。</u></li> <li>・<u>公共施設の適正配置と施設総量の削減を図る。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</u></li> </ul> <p><u>(2) 産業系施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公共性や地域性及び管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。</u></li> <li>・<u>将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう最適な規模や運営手法の検討を行う。</u></li> </ul>				<p>(5) 公共施設等総合管理計画との整合 南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる<u>産業系施設</u>の基本的な方針は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>公共性や地域性及び管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。</u></li> <li>○<u>将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう最適な規模や運営手法の検討を行う。</u></li> </ul> <p>本方針を踏まえ、<u>個別施設計画に基づく改修や統廃合、施設の廃止、譲渡を進める。</u></p>	追加 ・修正

		<p><u>・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。</u>  本方針を踏まえ、<u>公共性や地域性及び管理運営の効率性等を考慮し、必要に応じた整備、改修並びに統廃合、廃止等を進める。</u></p>										
60 頁、17 行	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(3) 計画(令和 3 年～令和 7 年度)					(3) 計画(令和 3 年～令和 7 年度)					修正
		持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(2) 農道	補装補修事業(地方創 生整備 <u>推進</u> 交付金) L=7km、W=7.0m	市		4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(2) 農道	補装補修事業(地方 創生整備交付金) L=7km、W=7.0m	市		
63 頁、29 行 目～31 行目	6 生活環境の整備	(1) 現状と問題点 (ア) (水道施設) 水道施設は水道事業が 1 事業あり給水人口は 40, 185 人となっている。 平成 27 年 7 月にて市内未普及地区への配管が完了し給水が可能となったことから、市内の 99.9% が給水地区となり、今後は安全安心な水道水の安定供給に努める必要がある。 <u>平成 30 年度より簡易水道を統合し、統合上水道として事業運営を行っているが、</u> 現在、 <u>旧簡易水道地域の</u> 施設の老朽化が著しい <u>こと</u> もあり、維持管理に多額の経費を要し、経営を圧迫している <u>状況である。</u>					(1) 現状と問題点 (ア) (水道施設) 水道施設は水道事業が 1 事業あり給水人口は 40, 185 人となっている。 平成 27 年 7 月にて市内未普及地区への配管が完了し給水が可能となったことから、市内の 99.9% が給水地区となり、今後は安全安心な水道水の安定供給に努める必要がある。 現在、施設の老朽化が著しい <u>地域</u> もあり、維持管理に多額の経費を要し、経営を圧迫している <u>状況も見られる。</u>					修正
66 頁、4 行目	6 生活環境の整備	(2) その対策 (ア) (水道施設) ① 今後の水需要の増加をふまえ、安心して安定的な給水を確保するためには、平成 31 年度に策定した「南島原市水道事業経営戦略」により、既存施設の整備( <u>耐震化</u> )・更新を計画的に推進する。					(2) その対策 (ア) (水道施設) ① 今後の水需要の増加をふまえ、安心して安定的な給水を確保するためには、平成 31 年度に策定した「南島原市水道事業経営戦略」により、既存施設の整備・更新を計画的に推進する。					
66 頁、24 行 目	6 生活環境の整備	(2) その対策 (エ) (し尿処理) ① し尿処理施設の定期的な改修 <u>や</u> 必要に応じた基幹の大規模改					(2) その対策 (エ) (し尿処理) ① し尿処理施設の定期的な改修 <u>を行うとともに、</u> 必要に応じて					修正

		修工事を行う <u>とともに</u> 、老朽化と急増する浄化槽汚泥の搬入に対応する。	基幹的大規模改修工事を行う <u>ことで</u> 、老朽化と急増する浄化槽汚泥の搬入に対応する。																													
68 頁、1～2 行	6 生活環境の整備	<p>(3) 計画(令和3年～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5 生活環境の 整備</td> <td>(1) 水道 施設 上水道</td> <td>上水道施設整備事業 <u>(旧簡易水道施設含む)</u> 配水管・導水管等敷設 替、浄水処理施設</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 下水 処理施設 公共下 水道</td> <td>ストックマネジメント 計画に基づく事業実施 設計 及び改築修繕事業 開田雨水ポンプ場耐震 対策・機器類更新、<u>南 有馬浄化センター機器 類更新</u></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	5 生活環境の 整備	(1) 水道 施設 上水道	上水道施設整備事業 <u>(旧簡易水道施設含む)</u> 配水管・導水管等敷設 替、浄水処理施設	市		(2) 下水 処理施設 公共下 水道	ストックマネジメント 計画に基づく事業実施 設計 及び改築修繕事業 開田雨水ポンプ場耐震 対策・機器類更新、 <u>南 有馬浄化センター機器 類更新</u>	市		<p>(3) 計画(令和3年～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5 生活環境の 整備</td> <td>(1) 水道 施設 上水道</td> <td>上水道施設整備事業 <u>排水</u>管・導水管等敷 設替、浄水処理施設</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 下水 処理施設 公共下 水道</td> <td>ストックマネジメン ト計画に基づく事業 実施設計 及び改築修繕事業 開田雨水ポンプ場耐 震対策・機器類更新</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	5 生活環境の 整備	(1) 水道 施設 上水道	上水道施設整備事業 <u>排水</u> 管・導水管等敷 設替、浄水処理施設	市		(2) 下水 処理施設 公共下 水道	ストックマネジメン ト計画に基づく事業 実施設計 及び改築修繕事業 開田雨水ポンプ場耐 震対策・機器類更新	市		追加 ・修正
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																												
5 生活環境の 整備	(1) 水道 施設 上水道	上水道施設整備事業 <u>(旧簡易水道施設含む)</u> 配水管・導水管等敷設 替、浄水処理施設	市																													
	(2) 下水 処理施設 公共下 水道	ストックマネジメント 計画に基づく事業実施 設計 及び改築修繕事業 開田雨水ポンプ場耐震 対策・機器類更新、 <u>南 有馬浄化センター機器 類更新</u>	市																													
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																												
5 生活環境の 整備	(1) 水道 施設 上水道	上水道施設整備事業 <u>排水</u> 管・導水管等敷 設替、浄水処理施設	市																													
	(2) 下水 処理施設 公共下 水道	ストックマネジメン ト計画に基づく事業 実施設計 及び改築修繕事業 開田雨水ポンプ場耐 震対策・機器類更新	市																													
70 頁、18 行 目～71 頁、16 行目	6 生活環境の整備	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>(2) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活に必須なインフラ施設として、確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。</li> <li>「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図る。</li> <li><u>策定済みの</u>アセットマネジメントやストックマネジメントの計画により、計画的な老朽管の更新計画を可能とする。</li> </ul> <p>(3) 供給処理施設</p>	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>(2) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活に必須なインフラ施設として、確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。</li> <li>「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図る。</li> <li><u>将来的な</u>アセットマネジメントやストックマネージメントの計画<u>策定</u>により、計画的な老朽管の更新計画を可能とする。</li> </ul> <p>(3) 供給処理施設</p>	追加 ・修正																												



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。</li> <li>・<u>公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等によりユニバーサルデザイン化の推進を図る。</u></li> </ul> <p>(4) 公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅は歳入源としての価値があるものと、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新等の際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。</li> <li>・また居住者がいるため、除却等の実施においては詳細に計画を立てる必要があり、個別計画を策定する必要がある。</li> <li>・本市では、住棟毎に、建替え、改善、修繕等の活用手法を定め、効率的に事業を実施することにより、良質なストックを効果的に長期活用することを目的とする「南島原市公営住宅長寿命化計画」を策定している。この計画を必要に応じて見直し、活用手法の選定を行い、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図る。</li> <li>・耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。</li> </ul> <p>(4) 公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅は歳入源としての価値があるものと、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新等の際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。</li> <li>・また居住者がいるため、除却等の実施においては詳細に計画を立てる必要があり、個別計画を策定する必要がある。</li> <li>・本市では、住棟毎に、建替え、改善、修繕等の活用手法を定め、効率的に事業を実施することにより、良質なストックを効果的に長期活用することを目的とする「南島原市公営住宅長寿命化計画」を策定している。この計画を必要に応じて見直し、活用手法の選定を行い、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図る。</li> <li>・耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進し、<u>特に老朽化した施設のうち「ブロック造平屋建て・二階建て」タイプの住宅は除却を検討</u>する。</li> </ul>	
82 頁、4～19 行目	7 子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福祉の 向上及び 増進	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>(1) 子育て <u>支援施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>旧北有馬幼稚園は園児の減少に伴い令和 2 年 3 月 31 日で廃園、令和 2 年 4 月 1 日から旧北有馬保育所を認定こども園(保育所型)へ移行し「北有馬こども園」として開園した。利用者の減少傾向は続いているものの、</u> 保育園は地域との関連が深く、<u>北有馬町内唯一の保育園であり、また、市内で唯一の公立の保育園でもあることから、</u> 利用者が減少傾向にあるからと、<u>廃園</u>等の判断をすることは難しい。北有馬 <u>こども園</u> は、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとするが、今後地域の</li> </ul>	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>(1) 子育て施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所は地域との関連が深く、利用者が減少傾向にあるからと、<u>単純に統廃合</u>等の判断をすることは難しい。北有馬 <u>保育所</u> については、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとするが、今後地域の意向や将来的な利用者の入所状況等を見ながら運営方法を検討していく。</li> </ul> <p>(2) 保健・福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢福祉施設は、同等のサービスを提供する民間施設の配置状</li> </ul>	追加 ・修正

		<p>意向や将来的な利用者の入園状況等を見ながら運営方法を検討していく。</p> <p><u>・適正配置と施設総量の縮減を図る。</u></p> <p>(2) 保健・福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢福祉施設は、同等のサービスを提供する民間施設の配置状況について把握し、市域全体で類似機能の集積を考慮した施設配置及び運営方法の適正化を検討する。</li> <li>・施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、用途変更や廃止等も含めた適正化を検討し、機能が重複する施設等を整理し、必要に応じて集約を図る。</li> </ul> <p><u>・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</u></p>	<p>況について把握し、市域全体で類似機能の集積を考慮した施設配置及び運営方法の適正化を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、用途変更や廃止等も含めた適正化を検討し、機能が重複する施設等を整理し、必要に応じて集約を図る。</li> </ul>	
<p>98 頁、8 行目 ～99 頁、33 行目</p>	<p>9 教育の 振興</p>	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>(1) 学校教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育系施設については、将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、小学校、中学校の通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を引き続き検討していく。</li> <li>・<u>学校教育施設については、定期的な点検と計画的保全により長期活用することを目的とする「南島原市学校施設長寿命化計画」を策定しており、この計画に沿って、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る。</u></li> <li>・それに併せて改築、改修の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた改築、改修の内容及び時期を明らかにする。</li> <li>・給食調理場については、児童生徒の食の安心・安全を確保するために、学校給食衛生管理基準を遵守した新学校給食センターを建設した。</li> <li>・<u>適切な点検を実施し、躯体寿命に影響のある屋根屋上、外壁の大規模改修等を主とする予防保全を中心に、安全を確保した</u></li> </ul>	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>(1) 学校教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育系施設については、将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、小学校、中学校の通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を引き続き検討していく。</li> <li>・<u>基本的には今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図るものとし、個別に計画を策定するものとする。</u></li> <li>・それに併せて改築、改修の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた改築、改修の内容及び時期を明らかにする。</li> <li>・給食調理場については、児童生徒の食の安心・安全を確保するために、<u>新しい「学校給食衛生管理基準」を遵守した新学校給食センターを建設する。併せて既在の調理場については利活用を含め今後検討する。</u></li> </ul> <p>(2) 市民文化系施設</p>	<p>追加 ・修正</p>

	<p><u>上での施設の長期利用を目指す。また、必要に応じて構造体の長寿命化改修や改善を検討し、可能な限り長期間での施設の活用を目指す。</u></p> <p>(2) 市民文化系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。高い機能との複合化等を検討し施設の有効活用を図る。</li> <li>公民館は地域の重要な拠点となる施設であるが地域によって利用度は様々である。後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。</li> <li>また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら民間への貸付、売却も含め施設規模を設定する。</li> </ul> <p><u>・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</u></p> <p>(3) 社会教育系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用が低迷する施設や設置目的が類似している施設については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討する。</li> <li>施設の更新を検討する際には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、近接する県有施設や民間施設の設置状況を勘案し、まちづくりの方向性と整合を図る中で、類似機能の集積や関連施設の配置状況等を考慮した施設整備を進める。</li> </ul> <p><u>・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。高い機能との複合化等を検討し施設の有効活用を図る。</li> <li>公民館は地域の重要な拠点となる施設であるが地域によって利用度は様々である。後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。</li> <li>また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら民間への貸付、売却も含め施設規模を設定する。</li> </ul> <p>(3) 社会体育系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用が低迷する施設や設置目的が類似している施設については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討する。</li> <li>施設の更新を検討する際には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、近接する県有施設や民間施設の設置状況を勘案し、まちづくりの方向性と整合を図る中で、類似機能の集積や関連施設の配置状況等を考慮した施設整備を進める。</li> </ul> <p>(3) スポーツ・レクリエーション系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。</li> <li>施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民</li> </ul>
--	--	---

		<p>(4) スポーツ・レクリエーション系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。</li> <li>施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。</li> <li>利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。</li> <li><u>公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</u></li> </ul>	<p>開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。</li> </ul>	
112 頁、6～13 行目	13 その他地域の持続的発展に關し必要な事項	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>本市では、各地域に根差したイベントの開催を支援し、交流人口の増加を図ってきたが、地域の活性化までには至っていないのが現状である。今後は、年間を通じた交流人口の拡大、市の活性化、また市民が一体感を醸成できるイベント等の開催が必要である。</p> <p><u>一方で、平成18年3月に旧8町の合併により誕生した本市は、同規模自治体と比較して多くの公共施設を保有している。高度経済成長期の急激な人口増加と社会変化に伴い整備されたものが多く、5割以上の建物施設が建築後30年以上を経過しており、近い将来、大規模改修や建替え等更新時期を一斉に迎えることとなる。しかしながら、人口減少と少子高齢化による税収の</u></p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>本市では、各地域に根差したイベントの開催を支援し、交流人口の増加を図ってきたが、地域の活性化までには至っていないのが現状である。今後は、年間を通じた交流人口の拡大、市の活性化、また市民が一体感を醸成できるイベント等の開催が必要である。</p> <p>また、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、過疎地域の振興を目的とした基金を創設するなどし、過疎化の抑制を図るとともに地域の持続的発展を促していく必要がある。</p>	追加

		<p><u>減少と扶助費の増加が見込まれ、公共施設等の維持や除却等に必要な財源の確保がより一層困難なものとなることから、財政負担を軽減・平準化するとともに次世代への負担を残さない持続可能なまちづくりを目指すためにも公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。</u></p> <p>また、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、過疎地域の振興を目的とした基金を創設するなどし、過疎化の抑制を図るとともに地域の持続的発展を促していく必要がある。</p>																						
112 頁、24～27 行目	13 その他地域の持続的発展に關し必要な事項	<p>(2) その対策</p> <p>①本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントの開催を支援する。また、開催されている各種の祭り等については、その歴史的背景や伝統を受け継ぎながら、地域特有の伝統文化として守り育てるとともに、観光やまちおこしと連携させ、その魅力を市内外に広めていく。</p> <p>②旧町の枠をなくしたイベントを構築して広域的な市民交流の機会を提供し、市民みんなでまちを盛り上げる気運をたかめる。</p> <p><u>③公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって戦略的な資産経営の観点を持った公共施設等のマネジメントを促進し、更新・統廃合・長寿命化・除却等を計画的に行う。</u></p> <p>④過疎地域持続的発展特別事業基金を・・・充当する</p>	<p>(2) その対策</p> <p>①本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントの開催を支援する。また、開催されている各種の祭り等については、その歴史的背景や伝統を受け継ぎながら、地域特有の伝統文化として守り育てるとともに、観光やまちおこしと連携させ、その魅力を市内外に広めていく。</p> <p>②旧町の枠をなくしたイベントを構築して広域的な市民交流の機会を提供し、市民みんなでまちを盛り上げる気運をたかめる。</p> <p>③過疎地域持続的発展特別事業基金を・・・充当する</p>	追加																				
113 頁、2 行～114 頁、3 行	13 その他地域の持続的発展に關し必要な事項	<p>(3) 計画(令和3年～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的 発展施 策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 そ の他地</td> <td>(1) 過 疎地域</td> <td>市民イベント開催事業 内容：本市が持つさまざま</td> <td>実 行</td> <td>まちおこ し人材の</td> </tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	12 そ の他地	(1) 過 疎地域	市民イベント開催事業 内容：本市が持つさまざま	実 行	まちおこ し人材の	<p>(3) 計画(令和3年～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的 発展施 策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 そ の他地</td> <td>(1) 過疎 地域持</td> <td>市民イベント開催事業 内容：本市が持つさまざま</td> <td>実 行</td> <td>まちおこ し人材の</td> </tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	12 そ の他地	(1) 過疎 地域持	市民イベント開催事業 内容：本市が持つさまざま	実 行	まちおこ し人材の	追加
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																				
12 そ の他地	(1) 過 疎地域	市民イベント開催事業 内容：本市が持つさまざま	実 行	まちおこ し人材の																				
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																				
12 そ の他地	(1) 過疎 地域持	市民イベント開催事業 内容：本市が持つさまざま	実 行	まちおこ し人材の																				

		域の持続的発展に関する必要な事項	持続的発展特別事業 その他	な魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントを開催する。 必要性：イベントを継続して開催することにより、まちおこしの人材育成に繋がるとともに、イベントを通して交流人口を増やすことで市の特徴をアピールし、若者の定住促進と地域振興へと繋げる。 効果等： ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	委員会	育成や若者の定住促進が図られることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		域の持続的発展に関する必要な事項	持続的発展特別事業 その他	な魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントを開催する。 必要性：イベントを継続して開催することにより、まちおこしの人材育成に繋がるとともに、イベントを通して交流人口を増やすことで市の特徴をアピールし、若者の定住促進と地域振興へと繋げる。 効果等： ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	委員会	育成や若者の定住促進が図られることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
				<u>旧口之津庁舎除却事業</u> <u>内容：旧口之津庁舎を除却する。</u> <u>必要性：老朽化した施設(S38建築)であり、新耐震基準を満たしていないことから倒壊するリスクがある。</u> <u>また、未利用施設だが維持管理費が生じている。</u> <u>効果等：</u> <u>①次世代へ負担を残さない</u> <u>②地域の安全確保</u> <u>③施設維持管理費の削減</u>	市	<u>地域の安全確保や維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u>						

					<u>来に及ぶ。</u>	
			<p><u>旧口之津第一小学校除却事業</u>  <u>内容：旧口之津第一小学校に関する学校施設等を除却する。</u>  <u>必要性：閉校(H17.3.31)後の利活用がなく、維持管理費が生じていることに加え、無償借地の返還を求められている。</u>  <u>効果等：</u>  ①次世代へ負担を残さない  ②施設維持管理費の削減</p>	市	<u>維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u>	
			<p><u>旧蒲河小学校除却事業</u>  <u>内容：旧蒲河小学校に関する学校施設等を除却する。</u>  <u>必要性：敷地内に借地があるため、閉校(R3.3.31)後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しく、プールについては、地域住民から早期除却の要望がある。</u>  <u>効果等：</u>  ①次世代へ負担を残さない  ②施設維持管理費(借地料含む)の削減</p>	市	<u>維持管理費(借地料含む)の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u>	





		②施設維持管理費(借地料含む)の削減				
114 頁、2 行 目～115 頁、 34 行目	13 その 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に 関 し 必 要 な 事 項	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針は以下のとおりである。</p> <p><u>(1) 市民文化系施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。高い機能との複合化等を検討し施設の有効活用を図る。</u></li> <li>・<u>公民館は地域の重要な拠点となる施設ですが地域によって利用度は様々である。後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。</u></li> <li>・<u>また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら民間への貸付、売却も含め施設規模を設定する。</u></li> <li>・<u>公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</u></li> </ul> <p><u>(2) スポーツ・レクリエーション系施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。</u></li> <li>・<u>施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を</u></li> </ul>		<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、<u>施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修を実施する。</u></p>		追加

	<p><u>踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。</u></li> <li>・<u>公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</u></li> </ul> <p><u>(3)行政系施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能も念頭に、統廃合等の検討を行う。</u></li> <li>・<u>消防格納庫等については、消防団活動の拠点として十分な機能を確保するため、必要に応じて改修を行い、状況によっては建替えを進める。</u></li> </ul> <p><u>(4)その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。特に廃校となった各小学校校舎等の更新は行わずに、貸付または譲渡を検討する。所在している地域等も考慮し、譲渡または売却等が難しい場合は、解体も視野にいれて検討する。</u></li> <li>・<u>既に用途廃止等により解体すべき施設においては、原則として解体していくものとする。比較的新しく、安全性に問題無い施設については、他施設との集約化や複合化等の有効活用や民間活用について検討する。</u></li> </ul> <p><u>本方針を踏まえ、地域性や管理運営の効率性を考慮し、財産の売却や譲渡、解体を計画的に進める。</u></p>	
--	--	--

149 頁、5 行 ～150 頁、5 行	事業計画(令和 3 年度～ 令和 7 年度) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業分	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事 業 主 体	備考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事 業 主 体	備考	追加
		12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1)過疎 地域持 続的発 展特別 事業 その他	市民イベント開催事業 内容：本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントを開催する。 必要性：イベントを継続して開催することにより、まちおこしの人材育成に繋がるとともに、イベントを通して交流人口を増やすことで市の特徴をアピールし、若者の定住促進と地域振興へと繋げる。 効果等： ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	実 行 委 員 会	まちおこ し人材の 育成や若 者の定住 促進が図 られるこ とから、 地域の持 続的発展 に資する 取組であ り、その 効果は将 来に及 ぶ。	12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1)過疎 地域持 続的発 展特別 事業 その他	市民イベント開催事業 内容：本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントを開催する。 必要性：イベントを継続して開催することにより、まちおこしの人材育成に繋がるとともに、イベントを通して交流人口を増やすことで市の特徴をアピールし、若者の定住促進と地域振興へと繋げる。 効果等： ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	実 行 委 員 会	まちおこ し人材の 育成や若 者の定住 促進が図 られるこ とから、 地域の持 続的発展 に資する 取組であ り、その 効果は将 来に及 ぶ。	
				<u>旧口之津庁舎除却事業</u> 内容：旧口之津庁舎を <u>除却</u> <u>する。</u> 必要性：老朽化した施設 (S38 建築)であり、新耐震基	<u>市</u>	<u>地域の安</u> <u>全確保や</u> <u>維持管理</u> <u>費削減に</u> <u>よる財政</u>						

			<p><u>準を満たしていないことから倒壊するリスクがある。</u>  <u>また、未利用施設だが維持管理費が生じている。</u>  <u>効果等：</u>  <u>①次世代へ負担を残さない</u>  <u>②地域の安全確保</u>  <u>③施設維持管理費の削減</u></p>		<p><u>負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u></p>
			<p><u>旧口之津第一小学校除却事業</u>  <u>内容：旧口之津第一小学校に関する学校施設等を除却する。</u>  <u>必要性：閉校(H17.3.31)後の利活用がなく、維持管理費が生じていることに加え、無償借地の返還を求められている。</u>  <u>効果等：</u>  <u>①次世代へ負担を残さない</u>  <u>②施設維持管理費の削減</u></p>	市	<p><u>維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u></p>
			<p><u>旧蒲河小学校除却事業</u>  <u>内容：旧蒲河小学校に関する学校施設等を除却する。</u>  <u>必要性：敷地内に借地があるため、閉校(R3.3.31)後も借地料が生じている。また、</u></p>	市	<p><u>維持管理費(借地料含む)の削減による財政負担の低</u></p>

			<p><u>借地のため施設の利活用が難しく、プールについては、地域住民から早期除却の要望がある。</u></p> <p><u>効果等：</u></p> <p><u>①次世代へ負担を残さない</u></p> <p><u>②施設維持管理費(借地料含む)の削減</u></p>		<p><u>減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u></p>	
			<p><u>南有馬青年会館除却事業</u></p> <p><u>内容：南有馬青年会館を除却する。</u></p> <p><u>必要性：施設を利用していた利用団体が無くなり、施設としての必要性が無い。</u></p> <p><u>また、長らく使用者がいな</u> <u>いことで、施設が荒廃して</u> <u>おり、倒壊の危険性がある。</u></p> <p><u>効果等：</u></p> <p><u>①次世代へ負担を残さない</u></p> <p><u>②地域の安全確保</u></p>	市	<p><u>地域の安全確保は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u></p>	
			<p><u>旧北有馬給食センター除却事業</u></p> <p><u>内容：旧北有馬給食センターを除却する。</u></p> <p><u>必要性：借地を有しており、市内6カ所の給食センター統合(R3.9.1)に伴って、給食センターとしての機能を</u></p>	市	<p><u>維持管理費(借地料含む)の削減による財政負担の低減は、地域の持続</u></p>	

			<p><u>有さなくなったことから、賃貸借契約に基づき解体し、原状に復する必要がある。また、施設の維持管理経費(借地料含む)が生じている。</u></p> <p><u>効果等：</u></p> <p><u>①次世代へ負担を残さない</u></p> <p><u>②施設維持管理費(借地料含む)の削減</u></p>	<p><u>的發展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u></p>	
--	--	--	--	--	--